

令和7年度 東住吉区社会福祉協議会広報紙
「東住吉区社協だより」の制作及び印刷業務 仕様書

1 委託業務名称

「東住吉区社協だより」の制作及び印刷業務

2 業務委託の内容

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会（以下「本会」という）広報紙「東住吉区社協だより」の制作（デザイン、レイアウト、イラスト作成、校正など）、印刷業務を委託するものとする。

3 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間

（発注者・受注者双方の合意により、1年に限り委託期間を延長する場合がある）

4 発行の条件

発行部数 1回76,000部（内全戸配布数 約75,000部）

発行回数 令和7年度内3回（令和7年6月5日、9月5日、令和8年1月5日）
初回発行 令和7年6月5日を予定。

5 規格

（1）サイズ タブロイド版（縦406mm×横272mm）

（2）用紙 マットコートD57または同等以上と本会が認めるもの。

（3）頁数 4ページ

（4）刷色 フルカラー

（5）加工 四つ折り（仕上り：縦203mm×横272mm）

6 業務内容

（1）編集業務 上記様式について、（1）から（5）の作業を行う。

（ア）原稿

発行日の概ね1ヵ月半前を基準に本会が提供する。ただし、事業実施の関係などで写真データ等の提供が校正段階に及ぶ場合もあり得るが発行に支障をきたさない程度とする。

文章については、Word、Excel、PowerPoint形式でのデータ提供を原則とするが、紙媒体での提供となる場合もある。

写真及び画像データについては、JPEG形式等でのデータ提供とする。

(イ) デザイン

本会が提供した原稿及び担当者のイメージ等の提案を基に、デザイン・レイアウト・イラスト・簡易文章等を作成する。

イラストについては、文章、内容に応じて独自のイラストを作成する。

(できる限り、著作権フリーのイラストは使用しない)

変更・修正等がある場合は、文字校正とあわせて変更を行う。

主文章は本会が作成する。

(ウ) タイトル

必要に応じて記事のタイトル・サブタイトル等の作成を行う。

(エ) 校正

基本的に、初校・再校・3校とするが、本会が必要とした場合は、回数増を行う。

第3校の提出時に本紙色校正・簡易色校正等を行うため、

コート紙 57Kまたは同等の仕上りの用紙にカラープリントしたものを「2部」提出すること。

各校とも、見出し、記事内容、組み換え、写真、イラスト等の変更、差し替え、レイアウトの変更を指示する場合がある。

本会の指示が不明確な場合は、確認作業を十分に行うこと。

(オ) データ

本会ホームページや SNS 掲載のため最終校正を終えたデータを、発行日までに、PDF データと JPEG に変換し、CD-R 等の媒体で提出すること。

(2) 納品

(ア) 納品場所

本会が指定するポスティング会社1ヶ所及び本会の計2ヶ所。

(イ) 納品日

ポスティング会社には、発行日から1週間以内に全戸配布がなされるよう原則として、発行日の3日前までに必要部数を納品する。ただし、令和8年1月発行分は令和7年12月26日までに納品を行うこと。

残部数は、本会に発行日までに納品する。

(ウ) 納品方法

ポスティング会社には四つ折り加工の上納品する。

本会には四つ折り加工の上、500部を単位基本として、部数を包装紙上部に明記すること。

7 発行スケジュール

各号の発行予定日の指示後、出稿、校正、発行までの具体的なスケジュール表を提出すること。なお、スケジュールについては、変更を求めることがある。

8 原稿等の取扱

(1) 本会から提出する原稿（データ含む）について

紙媒体及び原稿・写真データにて提供するもの一切について、無断転写・加工を含む転用について認めない。

(2) 本広報紙の取扱について

広報紙掲載記事およびイラスト（デザイン作成されたもの含む）類について、他事業チラシ等への転写・転載の一切の権利は、本会に帰属する。

9 契約

入札額をもって契約額とする。

10 その他

仕様書に定めのない事項については、本会に質問すること。